福島社発第　１７５　号
平成２４年１０月１８日

開業会員及び法人の社員　各位

福島県社会保険労務士会
会　長　鈴　木　健　夫
（公印省略）

建設業社会保険未加入事業所に関する加入指導について

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、建設業事業所であって法人及び５人以上の従業員を使用する事業所に対する医療保険の加入指導については、健康保険法の規定に基づき、協会けんぽへ加入することを説明し、もしくは国民健康保険組合に加入している場合には、必要に応じ健康保険適用除外申請を行う等、適正に行われているものと存じます。

建設業の社会保険未加入問題に関しては、国土交通省等において各種の取組みが行われ、社会保険未加入対策推進協議会等で医療保険の加入に関し、別添「建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について」の考え方が確認されました。

つきましては、別添の内容についてご確認いただき、建設事業所等からの相談の際に適切にご指導いただけますようお願いいたします。

別 添

建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課

現在、建設業においては関係者を挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいるところであるが、社会保険への加入については、法人・個人事業主の別や、個人事業主においては従業員規模等を踏まえ、適切な保険へ加入することを求めている。

最近、医療保険への加入について、一部の関係者の間で取り扱いに誤解が生じているとの報告があったことから、改めて以下の通り考え方を整理したので、関係者におかれてはご了知願いたい。

医療保険への加入については、地域の建設企業のうち、常時５人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会が運営する健康保険（通称「協会けんぽ」）に事業所として加入することが健康保険法上求められているが、協会けんぽの被保険者とならない５人未満の従業員を使用する事業主や一人親方などであって、現在既に建設業に係る国民健康保険組合（※）に加入している者については、既に必要な健康保険に加入しているものとして取り扱われるものであり、社会保険未加入対策上改めて協会けんぽに入り直すことを求めているものではない。

※国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者を組合員として、国民健康保険事業を運営することが認められた保険者であり、国民健康保険法上の公法人である（現在では新設は認められていない）。

なお、法人や常時５人以上の従業員を使用している事業者が建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合もあるが、従前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業員が５人以上に増加した際に、必要な手続き（年金事務所（平成２２年以前は社会保険事務所）による健康保険被保険者適用除外承認申請による承認）を行って加入しているものであれば、適法に加入しているものである。年金制度は厚生年金に加入し、医療保険制度は国民健康保険組合に加入している事業所であれば、改めて協会けんぽに入り直すことを求める必要はない。